

亀山市告示第37号

亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 [3 略] <u>(失効)</u> 4 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 [3 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 <u>この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適</u>	附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用す

用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和11年3月31日</u> <u>限り、その効力を失う。</u>	る。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市民間保育所等地域子育て支援センター事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市民間保育所等地域子育て支援センター事業補助金交付要綱（平成19年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金の交付から適用する。 [項を加える。]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。